

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	勤務の態勢			
管理者	人	常勤兼務			
サービス提供責任者	人	常勤			
介護福祉士	人	常勤	名	非常勤	名
ホームヘルパー 1 級	人	常勤	名	非常勤	名
ホームヘルパー 2 級	人	常勤	名	非常勤	名

訪問介護従事者等の質的向上を図るため、次のとおり職員研修を実施しています。

(1) 採用時研修は 1～3 ヶ月以内に実施しています。

(2) 継続研修は年 2～6 回、虐待防止、身体拘束の廃止、認知症ケア等をテーマに実施しています。

5. 営業日と営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、国民の祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は除く）
営業時間	午前 8：30～午後 5：30 サービス提供時間 24 時間

※その他いつでも電話連絡がとれる体制を設けています。

6. 事業の実施地域

実施地域	那覇市
------	-----

7. 利用料

(1) 基本利用料

	(1) 20 分未満	(2) 20 分以上 30 分未満	(3) 30 分以上 1 時間未満	(4) 1 時間 以上	以降 30 分 毎に
身体介護	163 単位	244 単位	387 単位	567 単位	+82 単位

	(1)20 分以上 45 分未満	(2)45 分以上
生活援助	1 7 9 単位	2 2 0 単位

※通院等乗降介助を行った場合 9 7 単位/回

(2) 各種加算

該当 の有無	項目	補足	加算単位
	高齢者虐待防止措置未 実施減算	虐待防止委員会等の未実施の場 合減算	所定単位数× - 1/100
	業務継続計画未策定減 算	BCP 未作成の場合に減算	所定単位数× - 1/100
	身体介護の(2)～(4) に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行 った場合	身体介護の所定単位数にかかわ らず生活援助の所要時間が 20 分経過時から起算して 25 分増 すごとに 65 単位(195 単位を限 度)を加算する。	6 5 単位/2 5 分
	2 人の訪問介護員等の 場合	同時に 2 人の訪問介護員が 1 人 の利用者に対して指定訪問介護 を行った時は、所定単位数の 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する単位 数を算定する。	× 2 0 0 / 1 0 0
	夜間・早朝・深夜加算	①夜間又は早朝の場合 1 回につき基本利用単位の 1 0 0 分の 2 5 に相当する単 位数を所定単位数に加算す る。 ②深夜の場合 1 回につき基本利用単位の 1 0 0 分の 5 0 に相当する単 位数を所定単位数に加算する。	① + 2 5 / 1 0 0 ② + 5 0 / 1 0 0
	特定事業所加算 (I)	1 回につき基本利用単位の 1 0 0 分の 2 0 に相当する単位数を 所定単位数に加算する。	+ 2 0 / 1 0 0
	特定事業所加算 (II)	1 回につき基本利用単位の 1 0 0 分の 1 0 に相当する単位数を 所定単位数に加算する。	+ 1 0 / 1 0 0

	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価及び情報提供	50単位/回
	認知症ケア加算（Ⅰ）	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、認知症対応力を向上させる会議や技術指導等を職員に行った場合	3単位/日
	認知症ケア加算（Ⅱ）	認知症介護指導者研修修了者を配置し、認知症対応力を向上させる会議や技術指導等を職員に行った場合	4単位/日
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位：1月につき基本料金と加算料金（本加算以外）で算定した単位数の合計	1月につき＋所定単位×245/1000
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位：1月につき基本料金と加算料金（本加算以外）で算定した単位数の合計	1月につき＋所定単位×224/1000
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位：1月につき基本料金と加算料金（本加算以外）で算定した単位数の合計	1月につき＋所定単位×182/1000
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位：1月につき基本料金と加算料金（本加算以外）で算定した単位数の合計	1月につき＋所定単位×145/1000

- * 1単位は10円です。利用者負担は介護保険の給付の範囲内であれば1割、2割又は3割（介護保険負担割合証に記載）となります。
- * 緊急時訪問介護加算：利用者や家族等からの要請を受けてサービス提供責任者がケアマネジャーと連絡を取り合ってケアマネジャーが必要と認めた時に居宅サービス計画書に記載されていない訪問介護を行なった場合に算定します（身体介護中心のものに限ります）。

8. サービスの内容

- （1）「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）へ介護福祉士その他政令で定める者を派遣して、食事、入浴、排泄等その他の日常生活上の世話を行なうサービスです。
- （2）事業者は、次のような訪問介護サービスを提供します。

内容（身体介護）	内容（生活援助）
①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助	①調理 ②洗濯・衣類のほつれの修繕 ③住居の掃除・整理整頓